

第9期介護保険事業計画計画における介護給付の適正化 に関する取組方針と目標について

1 第8期計画（令和3～5年度）での取組及び実績

安定的な介護保険運営を行うため、「受給者が真に必要なとする過不足ないサービスを事業者が適切に提供するために、第9期介護保険事業計画では介護給付の適正化について重点的に取り組むべき事項として以下のとおり目標を定め、給付適正化に取り組んできました。

①要介護認定の適正化

認定調査の直営化の維持

審査会に提出する案件の事前チェック等

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	全件職員が点検 認定調査員の直営	全件職員が点検 認定調査員の直営	全件職員が点検 認定調査員の直営
実績	全件職員が点検 認定調査員の直営	全件職員が点検 認定調査員の直営	全件職員が点検 認定調査員の直営

②ケアプランの点検

市内居宅介護支援事業を単位として、年次的なケアプラン点検の実施

地域包括支援センターと連携したケアプラン作成の質向上及び評価等

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	年 50 件	年 50 件	年 50 件
実績	年 32 件	年 34 件	年 34 件

③-1 住宅改修等の点検

現地調査の実施

事前申請、完了届の点検等

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	職員による書面点検 年 6 回程度の現地調査	職員による書面点検 年 6 回程度の現地調査	職員による書面点検 年 6 回程度の現地調査
実績	職員による書面点検 現地調査 0 件	職員による書面点検 現地調査 6 件	職員による書面点検 現地調査 6 件

※ 令和3年度では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、現地調査を実施しなかった。

③-2 福祉用具購入・貸与 の点検

必要に応じた現地調査の実施

福祉用具購入・貸与利用者の事後調査の実施等

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	職員による書面点検	職員による書面点検	職員による書面点検
実績	職員による書面点検	職員による書面点検	職員による書面点検

④縦覧点検・医療情報との突合

国保連合会に委託する帳票の確認等

国民健康保険レセプト点検員との連携

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	国保連への委託事業	国保連への委託事業	国保連への委託事業
実績	国保連への委託事業	国保連への委託事業	国保連への委託事業

⑤介給付費通知

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	年1回	年1回	年1回
実績	年1回	年1回	年1回

2 第9期計画（令和6～8年度）での取組方針と目標

（1）取組方針

本市では、厚生労働省が示した給付適正化主要5事業を令和3～5年度において実施していましたが、事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に適正化を実施するため、3事業に再編されたことに合わせ、要介護認定の適正化、ケアプラン点検（住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査を含む）、縦覧点検・医療情報との突合を実施します。適正化に取り組む体制を整備し、出来る限り効率的かつ効果的に、国指針の示す主要3事業について重点的に取組を進めるとともに、評価については毎年度行うこととし本市ホームページにおいて公開するよう努めます。

又、県等が主催する研修会等に参加し資質向上等を図るとともに、適正化がより効果的・効率的になるよう、介護サービス事業所等との連携をとりながら情報提供を速やかに行い、別途リハビリテーション専門職等から助言を仰ぐなど、取組事例の共有や課題の抽出、課題の改善に向けて検討等を行うよう努めます。

（2）目標及び目標値

①要介護認定の適正化

介護認定審査会に提出する全案件について、誤記または主治医意見書との相違等がないか、職員による事前チェックを行う。

調査対象者が県外等に居住しているなど特別な事情でない限り、認定調査を直営で実施する。

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標値	全件職員が点検 認定調査員の直営	全件職員が点検 認定調査員の直営	全件職員が点検 認定調査員の直営
実績 (見込)	全件職員が点検 認定調査員の直営		

②ケアプランの点検

市内居宅介護支援事業を単位として、年次的にケアプラン点検を行う。

国の作成したケアプラン点検支援マニュアルを活用し、事業者の自己点検を実施する。

居宅事業所及び地域包括支援センターのケアマネジャーが作成するケアプラン作成の質向上を図り、その後適切なプランとなっているか評価を行う。

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標値	年50件	年50件	年50件
実績 (見込)	年32件		

③住宅改修の点検

着工前の事前申請を原則とし、添付書類となる理由書及び現場写真等を職員が事前に確認して、介護給付に適した住宅改修であるかを判断したうえで、着工の許可を行う。

書類審査だけでは住宅改修の妥当性を確認できない事例に対しては、リハビリテーション専門職等の派遣を要請し、住宅改修の施工前に本市職員とともに現地確認を行い、当該工事に対して専門的な助言を仰ぎます。

（専門職の助言を要する住宅改修の内容）

- ア 改修費が高額である工事・・・改修費が20万円以上の工事
- イ 提出書類から現状が分かりにくい工事・・・段差解消工事など
- ウ 認定期間が短期間である方・・・認定期間が1年未満など
- エ その他、本市が専門職の助言が必要であると判断した工事など

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標値	職員による全件事前点検 リハビリ専門職による現地確認 年10件	職員による全件事前点検 リハビリ専門職による現地確認 年10件	職員による全件事前点検 リハビリ専門職による現地確認 年10件
実績 (見込)	職員による全件事前点検 リハビリ専門職による現地確認 年1件		

④福祉用具購入の点検

福祉用具の購入前の事前申請を原則とし、添付書類となる理由書及びカタログ等を職員が事前に確認して、介護給付に適した福祉用具購入であるかを判断したうえで、介護給付の決定を行う。

書類審査だけでは福祉用具購入の妥当性を確認できない事例に対しては、リハビリテーション専門職等の派遣を要請し、当該福祉用具の購入前または購入後に本市職員とともに現地確認を行い、当該サービス給付に対して専門的な助言を仰ぎます。

（専門職の助言を要する福祉用具購入の内容）

- ア 福祉用具購入者の要介護認定における基本調査結果と照合して、対象となる福祉用具の品目が介護給付として適合しているか、専門職の助言が必要であると判断した事例
- イ その他、本市が専門職の助言が必要であると判断した事例など

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標値	職員による全件事前点検 リハビリ専門職による現地確認 年5件	職員による全件事前点検 リハビリ専門職による現地確認 年10件	職員による全件事前点検 リハビリ専門職による現地確認 年10件
実績 (見込)	職員による全件事前点検 リハビリ専門職による現地確認 年1件		

⑤福祉用具貸与の点検

ケアプラン点検等において、書類審査だけでは福祉用具貸与の妥当性を確認できない事例に対しては、リハビリテーション専門職等の派遣を要請し、当該サービス利用の開始前または開始後に本市職員とともに現地確認を行い、当該サービス利用に対して専門的な助言を仰ぎます。

（専門職の助言を要する福祉用具貸与の内容）

ア サービス利用者の要介護認定における基本調査結果と照合して、対象となる福祉用具貸与の品目が介護給付として適合しているか、専門職の助言が必要であると判断した事例

イ 軽度者（要支援・要介護１）に対する福祉用具貸与

ウ その他、本市が専門職の助言が必要であると判断した事例など

年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
目標値	リハビリ専門職による現地確認 年５件	リハビリ専門職による現地確認 年１０件	リハビリ専門職による現地確認 年１０件
実績 (見込)	リハビリ専門職による現地確認 年１件		

⑥縦覧点検・医療情報との突合

鹿児島県国民健康保険団体連合会へ縦覧点検処理業務の委託を継続し、縦覧点検帳票のうち、効果が高いと期待される下記の帳票を重点的に点検します。

医療情報との突合についても、鹿児島県国民健康保険団体連合会へ業務の委託を継続し、入院情報等の医療情報と介護保険の給付情報を突合させ、重複請求の有無などを点検します。

（重点的に点検する帳票）

ア 居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表

イ 重複請求縦覧チェック一覧表

ウ 算定期間回数制限縦覧チェック一覧表

エ 単独請求明細書における準受付審査チェック一覧表

年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
目標値	国保連への委託事業	国保連への委託事業	国保連への委託事業
実績 (見込)	国保連への委託事業		